

## 審査書

### 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設保安規定の変更の認可について

#### I. 審査の結果

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所における核燃料物質使用施設の保安規定の変更に関し、同機構理事長 児玉 敏雄（以下「申請者」という。）から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第57条第1項の規定に基づき申請のあった「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設保安規定の変更認可申請について」（令和元年9月18日付け令01原機（サ保）033をもって申請。令和元年11月12日付け令01原機（サ保）043をもって一部補正。以下「本申請」という。）について審査した結果、本申請に係る変更内容は、同条第2項に定める「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上十分でない」と認めるときには該当しないものと認められる。

#### II. 申請の内容

本申請は、核燃料サイクル工学研究所廃水处理室における液体廃棄設備の使用停止に伴う撤去等に係る核燃料物質の使用変更許可（令和元年7月1日付け原規規発第1907014号）を受け、以下の内容を保安規定に反映するものである。

- (1) 環境保全課長の職務に、廃水处理室の設備の撤去に係る業務を追加する。
- (2) 環境保全課長が行う廃水处理室における測定等の業務に係る規定を削除する。
- (3) 廃水处理室の液体廃棄設備の使用停止に伴い、廃水は J 棟において廃棄する。
- (4) 廃水处理室に係る固体廃棄物の保管廃棄能力に係る記載を変更する。
- (5) 環境技術開発センターにおいて管理区域解除における施設の管理を追加する。

また、核燃料物質の使用変更許可（平成31年1月16日付け原規規発第1901162号）を受け、以下の内容を保安規定に反映する。

- (6) 第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設について、3階の予備室部分を新たに放射性固体廃棄物の保管室とすることと等、管理区域を示す図を変更する。

#### III. 審査の方針

審査においては、本申請内容が法第57条第2項に定める「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上十分でない」と認めるときには該当し

ないことを確認する。

このため、本申請の変更が、使用施設等における保安規定の審査基準（原規研発第1311275号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定。以下「審査基準」という。）に示された要件を満たしているかについて確認することとした。

#### IV. 審査の内容

審査の結果、以下のことから、本申請に係る変更は、法第57条第2項に定める「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上十分でない」と認めるときには該当しないものであり、認可して差し支えないものと判断する。

##### 1. 変更内容

申請者は、平成31年1月16日付け原規規発第1901162号及び令和元年7月1日付け原規規発第1907014号をもって使用変更許可を受けた以下の内容を保安規定に反映するとしている。

- (1) 廃水処理室の液体廃棄設備の撤去に係る作業安全の責任者を明確にし、適切に業務を遂行するため、環境保全課長の職務に、廃水処理室の設備の撤去に係る業務を追加する。
- (2) 廃水処理室の液体廃棄設備を使用停止としたことから、環境保全課長が行う廃水処理室で受け入れた廃水の放射性物質濃度測定、希釈処理等の業務に係る規定を削除する。
- (3) 廃水処理室の液体廃棄設備の使用停止に伴い、第2ウラン貯蔵庫、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設及びM棟から発生した廃水は、J棟のみで廃棄することに変更する。
- (4) 廃水処理室では放射性固体廃棄物の発生量が減少していることから、廃水処理室における放射性固体廃棄物の保管廃棄エリアを縮小する旨の記載を変更する。
- (5) 環境技術開発センターにおいて施設を廃止するための管理区域解除に当たって、汚染部位を確実に除去してから管理区域を解除することについて、環境保全課長、研究開発第一課長等の核燃料管理者が行う業務として明確にする。
- (6) 今後発生する放射性固体廃棄物の保管場所を確保するため、第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設3階の予備室部分を新たに廃棄物の保管室としたこと、同貯蔵施設とプルトニウム廃棄物処理開発施設を繋ぐ連絡通路にある電動シャッターを閉止壁に変更したことに伴い、図面を変更する。

原子力規制委員会は、廃水処理室において、使用を終了する液体廃棄設備の撤去等に係る変更が、使用変更許可申請書と整合していることを確認した。

審査基準への適合性について、①廃水処理室の液体廃棄設備の撤去に係る業務を行う者が環境保全課長であることが規定されていること、②廃水処理室の液体廃棄

設備の使用停止により J 棟で受け入れる廃水については、廃止措置技術課長が廃水の放射性物質濃度を測定し、希釈処理等の業務を行うことが規定されていること、③環境技術開発センターにおいて、施設の廃止に伴う管理区域の解除の際、環境保全課長等の核燃料管理者は、汚染部位の除染を行うことが規定されていることから「使用施設等の管理を行う者の職務及び組織」に係る要求事項を満たしていることを確認した。

また、使用を終了する液体廃棄設備に代わり、J 棟において廃水を廃棄することが規定されていることから、審査基準の「放射性廃棄物の廃棄」に係る要求事項を満たしていることを確認した。

廃水処理室の放射性固体廃棄物の保管廃棄能力の記載の変更、第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設 3 階の予備室を保管室とする等の図面の変更は、審査基準への適合性に影響を与える変更でないことを確認した。